

I 改定の趣旨

1 施肥基準改定の経緯

本県では、農業生産における施肥の適正化を図るため、1975年度に「農作物の施肥基準」（以下、「施肥基準」という。）を策定し、農業を巡る情勢の変化、施肥に関する新技術の開発等を踏まえて、概ね5年ごとに施肥基準の改定を行ってきた。

2024年6月に「改正食料・農業・農村基本法」が施行され、「環境と調和のとれた食料システム」の確立を基本理念として、自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、肥料の適正使用や家畜排せつ物等の有効利用による地力増進、環境への負荷の低減に資する生産方式の導入など、環境への負荷低減の促進を図ることが位置付けられた。

近年の化学肥料の価格高騰や温暖化など農業を取り巻く厳しい情勢の中で、肥料コストの低減だけでなく、持続可能な農業生産を目的とした施肥体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、今回の改定では、前回の改定以降新たに得られた知見を取り込むとともに、施肥管理に関する新技術の追加に加えて、農作物の栽培実態に対応した施肥基準の見直しを行った。

2 施肥基準の位置づけ

作物に利用されない余剰肥料成分を最小限にして環境負荷軽減に配慮しながら、本県における地力中庸な土壌において目標収量を得るために必要となる最大施肥量を示したものである。

3 施肥基準の基本的な考え方

(1) 土づくりの推進

農作物の健全な生育のために、堆肥や緑肥など有機質資材を積極的に活用した土づくりを行う。その場合、環境保全にも配慮し、有機質資材施用基準の範囲内で施用する。

(2) 土壌診断結果の活用

県内農耕地では、土壌中に過剰に肥料成分が蓄積しているほ場が多数見られるため、土壌診断により土壌中の肥料成分を確認して施肥量を減らす。

(3) 施肥量の調整

作物の養分要求量は、土壌・気象・品種・作型・炭酸ガス施用等環境制御技術の導入状況・目標収量等が異なれば当然異なってくるため、それぞれの条件を考慮して施肥量を調整する。

(4) 有機質資材施用時の減肥

有機質資材を施用する場合は、それに含まれる肥料成分の有効化量を考慮して、化学肥料等の施用量を加減する。